

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

<p>路 線 名</p>	<p>県道藤岡本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字長浜字上川原二五 番一地从り同郡同町大字長浜字柳 町一二二〇番三地从りまで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年三月十七日</p>
<p>備考</p>	<p>令和八年三月十七日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三七・四〇メートル</p>